

佐野市建築物耐震改修促進計画 (三期計画)

令和3年度～令和7年度

令和3(2021)年
栃木県佐野市

目 次

第1 基本方針	
1 耐震計画の背景と目的	1
2 耐震計画の位置付け	2
3 耐震計画実施のための施策及び市の取り組み姿勢	3
4 耐震計画の期間及び対象とする建築物	3
5 耐震診断・耐震改修の基準	3
6 耐震改修促進法の改正等	4
第2 本市における住宅・建築物の耐震化の現状	
1 住宅の耐震化の現状	5 ～ 6
2 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状	6 ～ 7
3 地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物の耐震化の現状	7 ～ 9
4 市有建築物の耐震化の現状	9 ～10
第3 想定される地震の規模、被害の予測	
1 これまでに発生した震災と被害の履歴	11
2 想定される地震	11 ～12
3 被害の想定	13 ～14
第4 住宅・建築物の耐震化の目標	
1 国及び栃木県の目標	15
2 本市の目標	15
3 住宅の耐震化の目標	16
4 特定建築物の耐震化の目標	16 ～18
5 市有建築物の耐震化の目標	19
第5 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策	
1 基本的な取り組み	20
2 住宅の耐震化の促進	20 ～22
3 特定建築物の耐震化の促進	22
4 地震時の被害を軽減するための安全対策	23
5 計画の推進に向けて	24 ～25
資料編	27
1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	28 ～37
2 耐震改修促進法における規制対象一覧	38
3 緊急輸送道路ネットワーク計画図	39

第1 基本方針

1 耐震計画の背景と目的

平成7(1995)年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や、平成16(2004)年10月23日に発生した新潟県中越地震などの大規模地震による被害があったことから、本市においては、住宅・建築物の耐震化を促進するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)に基づき、平成20(2008)年度に「佐野市建築物耐震改修促進計画」を策定し、平成28(2016)年度には二期計画として見直しを行い、これまで、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組んできました。

しかしながら、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化が遅れており、特に、これらの多くを占める民間の住宅・建築物の地震に対する安全性の確保が急務となっています。

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える地震・津波により、一度の災害としては戦後最大の被害がもたらされました。

また、平成28(2016)年4月14日に発生した熊本地震や平成30(2018)年6月18日に発生した大阪府北部地震では、天井の脱落やブロック塀等の倒壊による人的被害も発生し、柱や梁以外の非構造部材を含めた総合的な耐震化の重要性が改めて確認されました。

今後も首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫していると指摘される中、本市においても、住宅・建築物の耐震化を計画的に推し進めることが必要です。耐震化の現状や課題等を踏まえ、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。)に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「佐野市建築物耐震改修促進計画(三期計画)」(以下「本計画」という。)を策定しました。

本計画に基づき、住宅・建築物の一層の耐震化に取り組み、市民の安全・安心の確保に努めます。

2 耐震計画の位置付け

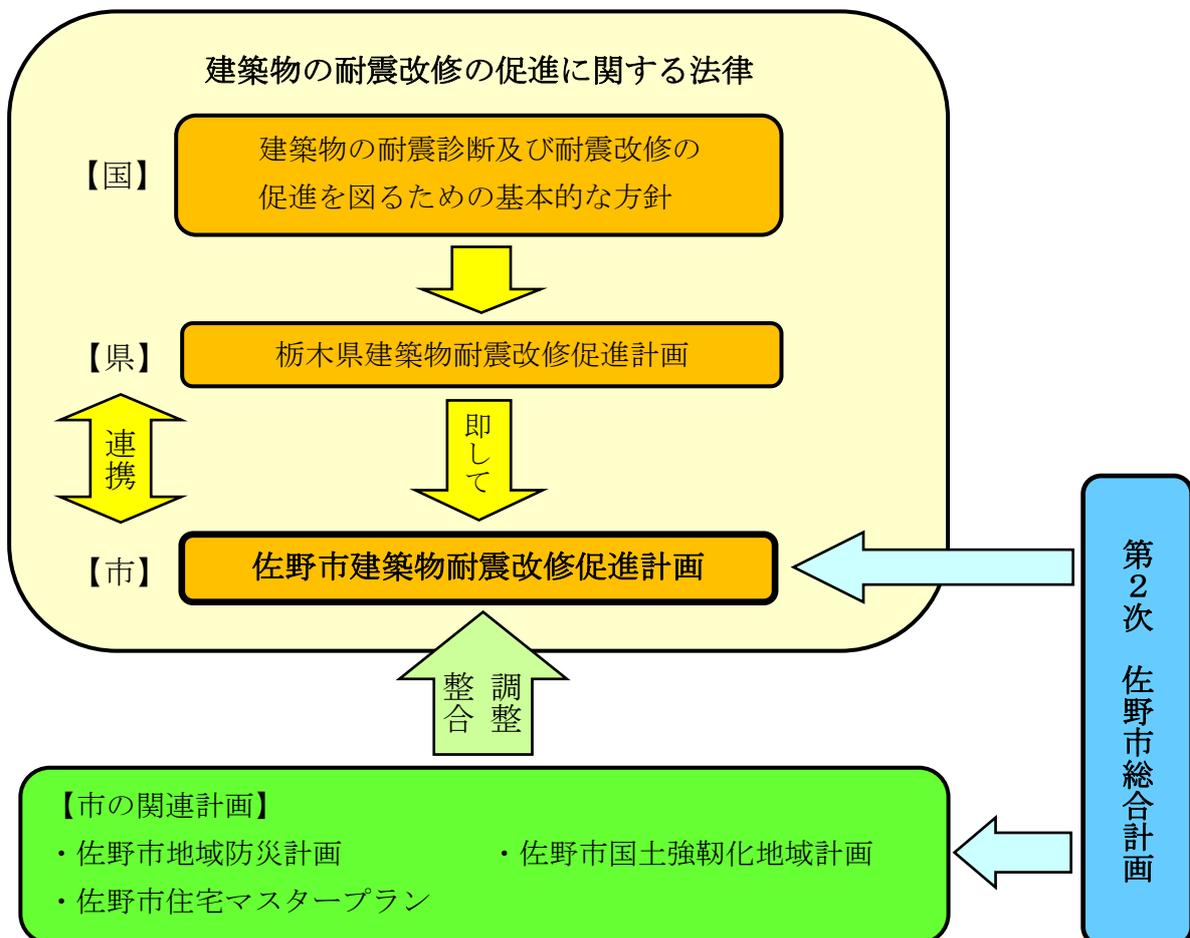
(1) 法的な位置付け

耐震改修促進法では、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画策定を市町村の努力義務としています(耐震改修促進法第6条)。地震災害からの市民の安全確保は本市の重要な責務であることから、耐震改修促進法に基づき、国の基本方針及び「栃木県建築物耐震改修促進計画(三期計画)」(以下「県計画」という。)を勘案し、本計画を定め、建築物の耐震化の促進に努めます。

(2) 市施策上の位置付け

本市が平成30(2018)年3月に策定した「第2次佐野市総合計画」においては、市民の地震に関する意識の向上を図り、既存住宅の耐震化を促進するものとして方針付けられています。また、「災害対策基本法」に基づき、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする「佐野市地域防災計画」を策定し、災害に適応できる市民の育成、災害に対する適切な対応力の向上、災害に強い都市づくりを進めてきたところです。本計画はこの「第2次佐野市総合計画」及び「佐野市地域防災計画」等の地震防災に係わる内容との整合を図るとともに、震災被害の軽減対策の中で最も効果的な建築物の耐震化を促進するための計画として策定します。

■計画の位置付けイメージ図



3 耐震計画実施のための施策及び市の取り組み姿勢

これまでに発生した震災で明らかなように、大規模地震はどこにでも起きる可能性があり、その人的・物的被害は極めて大きなものとなることを再認識する必要があります。地震のたびに建築物の耐震性が話題になりますが、その耐震化は遅々として進んでいないのが現状です。本市においても、これまでに地震による災害が少なかったことや、地震の発生確率が低いことなどにより、耐震診断・改修への関心が低く、その取り組みが進んでいません。

しかし、市民の生命と財産を守るためにも、本市は建築物の耐震化の重要性を、これまで以上に市民に周知・啓発するとともに、県や関係団体（建築士事務所協会、建築士会等）と連携し、耐震性の低い建築物の耐震改修を進めていくことが重要です。

そこで、市の広報紙やホームページの活用、出前講座の開催など、広報活動を積極的に行っていきます。また、建築物の耐震に関する相談窓口を設置し、税制、補助制度等を活用し費用負担の軽減を図るなど、より一層の推進ができるよう総合的に対応できる体制を整備します。また、市有建築物のうち災害対策や避難場所、その他の応急活動の拠点としての役割などを持つものについては、その重要性から本計画に基づき積極的に耐震化を推進します。

4 耐震計画の期間及び対象とする建築物

- (1) 計画期間 令和3年度～令和7年度
- (2) 対象区域 佐野市全域
- (3) 対象建築物
 - ア 住宅
 - イ 多数の者が利用する特定建築物※¹
 - ウ 地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物
 - エ 防災上重要な市有建築物

5 耐震診断・耐震改修の基準

建築物は、建築基準法に基づき、現行の耐震基準に適合させることが基本です。しかし、改修工事により完全に適合させることが困難な場合があり、その場合は現行の耐震関係規定に準ずる基準として、国の基本方針に基づいて耐震診断、耐震改修を行います。

※1 本計画においては、耐震改修促進法第14条第1号及び同施行令第6条に定める用途・規模を満たす建築物を総称して「多数の者が利用する特定建築物」と表記します。「資料編 資料2」参照

6 耐震改修促進法の改正等

耐震改修促進法は、東日本大震災の発生や首都直下地震及び南海トラフ地震等の大規模地震の発生の切迫性などから、平成 25(2013)年 11 月に改正され、住宅・建築物の耐震化の促進のための規制強化等がなされました。また、平成 30(2018)年 6 月の大阪府北部地震において、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことを契機として、避難路等の安全性確保のため、平成 31(2019)年 1 月に政令改正等がなされました。規制強化の主な内容は以下のとおりです。

- ・ 多数の者が利用する特定建築物のうち、一定規模以上の建築物^{※2}の耐震診断の実施と所管行政庁^{※3}への結果報告の義務付け
- ・ 避難路沿道にある一定規模以上の危険なブロック塀等の耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告の義務付け
- ・ 全ての既存耐震不適格建築物^{※4}の耐震化の努力義務

また、建築物の耐震化の円滑な促進のための措置として、以下の促進策も設けられました。

- ・ 建築物の耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨の表示
- ・ 所管行政庁の認定を受けた耐震改修における容積率・建ぺい率の特例措置
- ・ 区分所有建築物の耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和（区分所有法の特例：3/4→1/2）

※2 耐震改修促進法第 14 条により定義される建築物。所有者等は耐震診断や耐震改修等の実施に努めなければならない。また、一定規模以上の建築物は耐震診断の実施とその報告が義務化された。「資料編 資料2」参照

※3 原則、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長、その他の市町村又は特別区の区域内については都道府県知事（佐野市は建築主事を置く市町村に該当）

※4 昭和 56(1981)年 5 月までに着工した住宅・建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないもの

第2 本市における住宅・建築物の耐震化の現状

1 住宅の耐震化の現状

本市の住宅（居住者のいる住宅）について、令和2（2020）年度末で推計すると、約46,700戸となり、このうち昭和56（1981）年の建築基準法改正前の基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築されたものが、約12,700戸、改正後の基準（以下「新耐震基準」という。）で建築されたものが、約34,000戸となります。

旧耐震基準で建築された住宅であっても、新耐震基準を満たすものもあるため、それらを推計すると約4,700戸に耐震性能があると認められ、また、耐震改修済の家屋が約500戸あることから、約12,700戸のうち、約5,200戸は耐震性能を有すると考えられます。

以上のことから、旧耐震基準の建築物の約12,700戸について、耐震性を有しない建築物は約7,500戸、耐震性を有する建築物が約5,200戸、新耐震基準の建築物が約34,000戸となり、本市の住宅の耐震化率は約84%になると推計されます。^{※5}

二期計画では令和2（2020）年度の耐震化率の目標を95%としておりました。目標を達成できなかった要因として、耐震性の無い住宅の減少や新築住宅の増加が当初の想定よりも少なく、建替えによって耐震化される住宅が想定よりも少なかったものと考えられます。また、耐震化すべき住宅が築後40年を経過し、居住者の年齢や家族構成が変化していること等が考えられます。県が実施したアンケート結果^{※6}によると、築年数とともに居住者が高齢化し、限られた収入から耐震化に係る費用を捻出することが困難であることや、改修・建替え後に住み続ける子や孫世代がいないこと等により、住宅への投資を控えるという回答が見受けられます。

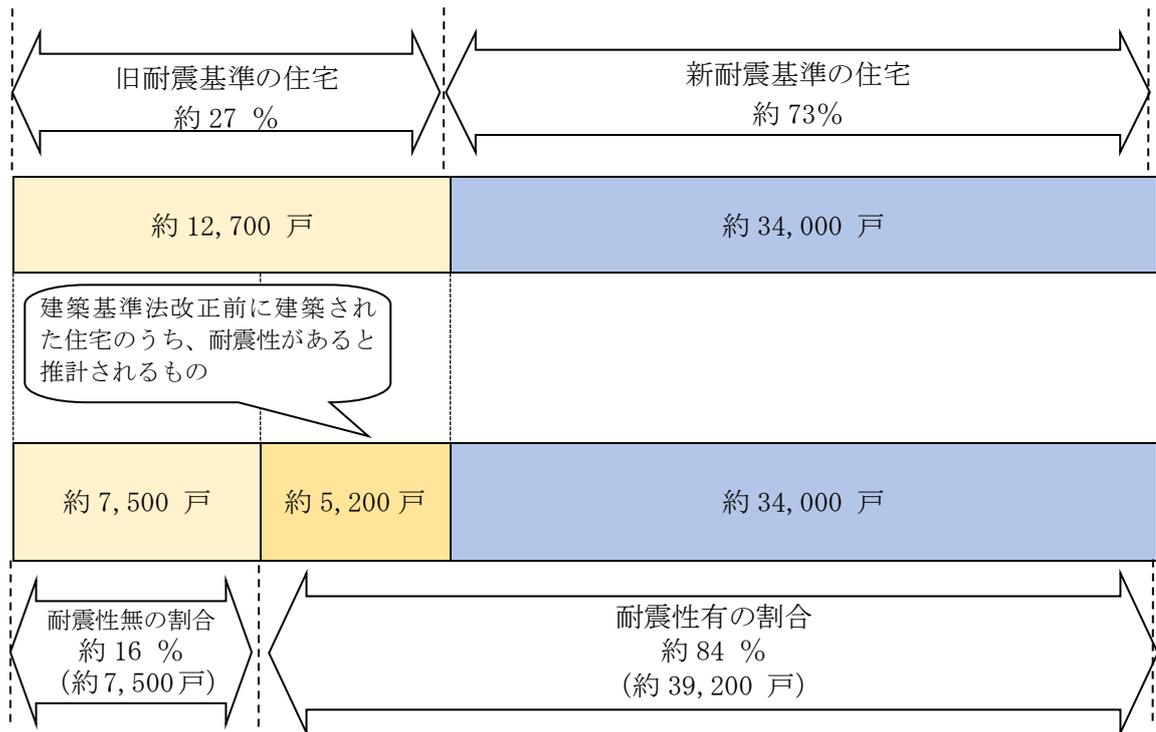
予算や家族構成により、やむを得ず住宅を耐震化できない場合に、居住者が家屋の倒壊から命を守る手立てがないことが課題のひとつとなっております。

今後の市民の安全・安心のためには、これらの課題を踏まえた住宅の耐震化促進が必要です。

※5 総務省が実施した住宅・土地統計調査の結果に基づく推計値。住宅の耐震化率については空き家を除いて推計

※6 住宅の耐震普及ローラー作戦において実施した、耐震改修等に関するアンケートの結果

【全戸数：約 46,700 戸（令和 2（2020）年度末現在）】



- ・ 国は住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として 5 年毎に住宅に関する実態等の全国調査（住宅・土地統計調査）を実施しています。住宅の耐震化については、この全国調査を基に推計しており、直近の調査は平成 30(2018)年度でした。
- ・ 上図については、平成 30(2018)年度に実施した全国調査を基に、令和 2（2020）年度末現在の戸数を推計しています。

2 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

多数の者が利用する特定建築物は、市有・民間を合わせて市内に 286 棟あり、このうち旧耐震基準で建築されたものが 104 棟、新耐震基準で建築されたものが 182 棟です。

旧耐震基準の建築物のうち、市有建築物については耐震診断及び耐震改修の実数、民間建築物については、国の推計法を用いて推計した結果、73 棟に耐震性があると認められ、新耐震基準の建築物と合わせて 255 棟に耐震性能があると考えられることから、本市の耐震化の現状は令和 2（2020）年度末で約 89 %（解体を含む）になると推計されます。

二期計画に設定した耐震化率の目標の 95%には届いておらず、多数の者が利用する特定建築物は大規模地震による被害が甚大となることが懸念されることから、耐震化の促進は喫緊の課題となります。

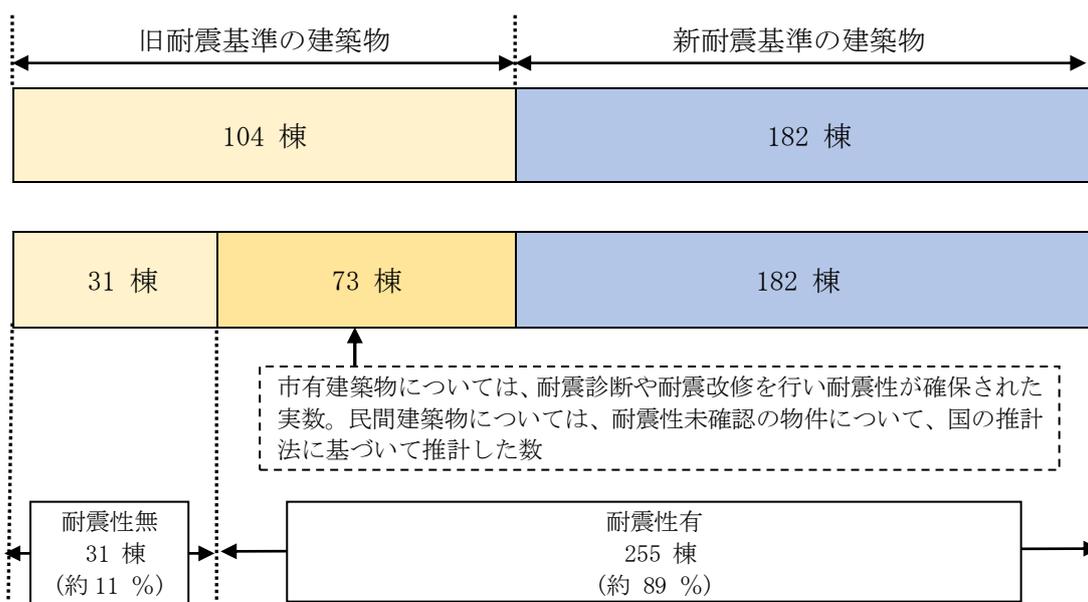
(単位：棟)

分類	学校	病院 診療所	社会福祉 施設	賃貸共同 住宅	その他	合計
総数	76	8	39	82	81	286
旧耐震基準の 建築物	40	3	5	29	27	104
耐震性あり	35	1	2	14	3	55
耐震性無	0	1	0	0	0	1
耐震性未確認	5	1	3	15	24	48

- ・耐震性あり；耐震性有と診断、または改修されたもの
- ・耐震性無；耐震性無と判断され、未改修のもの
- ・耐震性未確認；耐震性が不明のもの（耐震診断そのものを行っていない等）

※耐震化率算出方法

国土交通省における耐震化率算定方法にならない、以下のように耐震化率を算出しています。

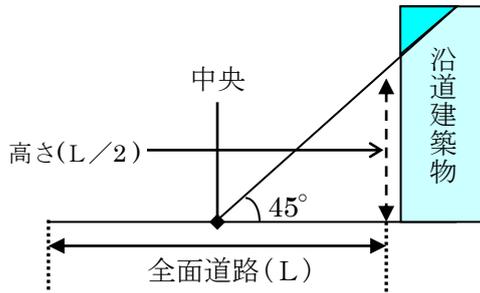


3 地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物の耐震化の現状

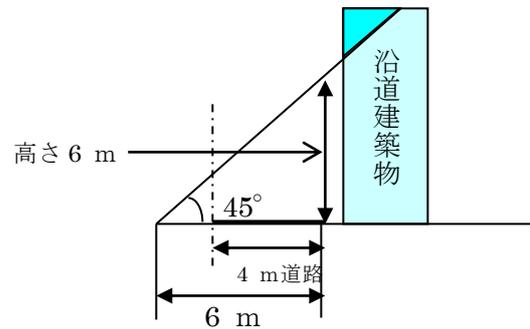
建築物が地震時に倒壊することにより市民の円滑な避難や消火・救助等に係る緊急車両の通行を妨げるおそれがある場合は、第三者に対して多大な影響を及ぼすこととなります。耐震改修促進法では、県や市の耐震改修促進計画において指定された防災上重要な道路の沿道にあり、地震時の倒壊により道路が閉塞されるおそれのある建築物は、耐震化に努めなければならないこととされています（耐震改修促進法第14条第3号）。

【地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物の説明図】

ア 前面道路幅員が 12 m を超える場合
幅員の 1/2 の高さを超える建築物



イ 前面道路幅員が 12 m 以下の場合
6 m の高さを超える建築物



佐野市地域防災計画では、県指定の緊急輸送道路の状況を踏まえ、防災拠点や主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとして緊急輸送道路^{*7}を指定しています。

災害時には、これらの道路の通行を確保することが必要なことから、地震時に通行を確保すべき道路を以下のとおり指定します（耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 2 号）。

また、地震時に通行を確保すべき道路のうち、耐震診断を義務付ける道路（建築物集合地域通過道路）については、県の計画での指定道路（耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号）や、市の計画での指定道路（耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 1 号）はありません。

【地震時に通行を確保すべき道路の指定】

種 別	説 明
第 1 次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第 2 次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第 3 次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路の機能を補完するための道路

該当する沿道建築物は 184 棟あり、このうち旧耐震基準の建築物は 80 棟あります。国の推計法を用いて推計すると、このうち 30 棟について耐震性があると考えられることから、耐震性のある建築物は 134 棟、耐震性のない建築物は 50 棟となり、耐震化率は約 73%になります。

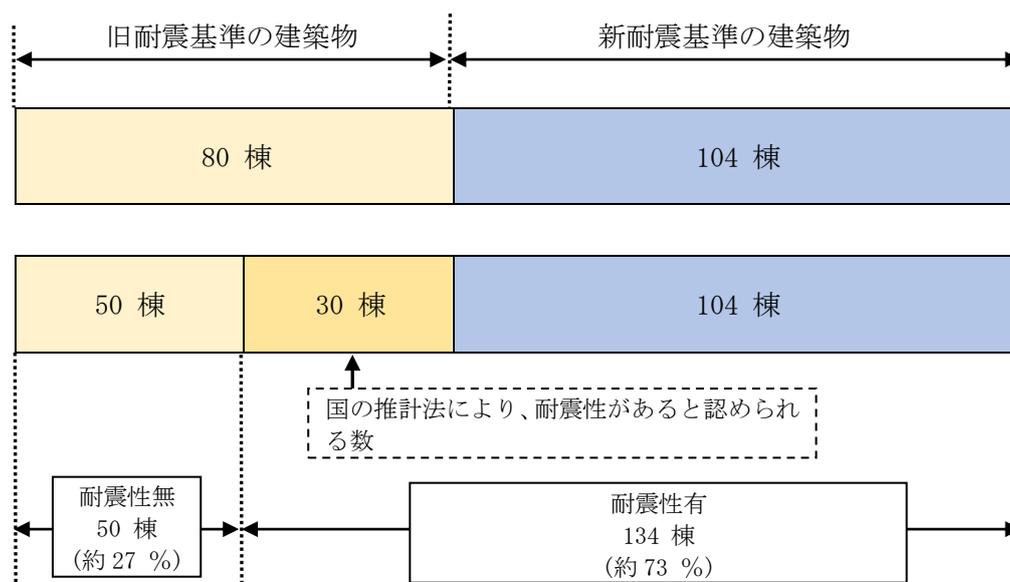
沿道建築物の耐震化率につきましても二期計画に設定した目標の 95%に届いておらず、地震時の建築物倒壊により緊急輸送道路が閉塞されることは必要な物資供給等の活動に支障をきたすことに繋がることから、今後も耐震化を促進させる必要があります。

※ 7 緊急輸送道路ネットワーク計画図については「資料編 資料 3」参照

【該当する建築物の棟数】

(単位：棟)

	1次緊急 輸送道路	2次緊急 輸送道路	3次緊急 輸送道路	合 計
総 数	9	101	74	184
新耐震基準の建築物	7	51	46	104
旧耐震基準の建築物	2	50	28	80



4 市有建築物の耐震化の現状

市有建築物の中には、用途や規模などから法令上特定建築物に指定されるものや、災害時に拠点施設として大きな役割を果たす建築物など、数多くの重要な建築物がありますが、本計画ではこれらを耐震化すべき建築物として位置付けます。

特定建築物の総数は110棟であり、このうち旧耐震基準により建築されたものが56棟あります。このうち、耐震性能が認められる建築物及び耐震改修が行われた建築物は54棟であり、耐震化の現状は98%となります。

次に防災上重要な市有建築物^{※8}の総数は67棟であり、そのうち旧耐震基準により建築されたものが30棟あります。このうち、耐震性能が認められる建築物及び耐震改修が行われた建築物は23棟であり、耐震化の現状は90%となります。

市有建築物につきましても二期計画に設定した目標の100%を達成できませんでした。特に防災上重要な市有建築物については、災害時の拠点施設としての機能を有する建築物であるため、耐震化を図る必要があります。

※8 佐野市地域防災計画に定める「防災拠点」一覧に表記された市有施設

【特定建築物と防災上重要な市有建築物の種別】

	種 別	具体的用途の例
特定建築物	多数の者が利用する施設等	学校
		病院・診療所
		社会福祉施設
		賃貸共同住宅
防災上重要な市有建築物	災害対策本部が設置される施設	市役所
	医療救護活動施設	病院等
	応急対策活動の拠点施設	学校等
	避難収容施設	体育館、公民館等
	社会福祉施設等	

【市有建築物の耐震化の現状】

・市有の特定建築物

(単位：棟)

施設種別	総 数	新耐震基準	旧耐震基準		耐震化率	
			耐震性有	耐震性無		
学校	53	18	35	35	0	100%
病院・診療所	2	1	1	0	1	50%
社会福祉施設	5	2	3	2	1	80%
賃貸共同住宅	37	23	14	14	0	100%
その他	13	10	3	3	0	100%
合計	110	54	56	54	2	98%

・防災上重要な市有建築物

(単位：拠点施設数)

種 別	総 数	新耐震基準	旧耐震基準		耐震化率	
			耐震性有	耐震性無		
災害対策活動拠点	3	3	0	0	0	100%
避難拠点	57	29	28	22	6	89%
救急物資集積拠点 物資輸送拠点	2	1	1	1	0	100%
消防活動拠点	3	3	0	0	0	100%
医療活動拠点	2	1	1	0	1	50%
合計	67	37	30	23	7	90%

第3 想定される地震の規模、被害の予測

本市では令和3(2021)年3月に「佐野市地域防災計画」を改訂し、本市における災害について様々な想定及びその対策を計画しています。本計画における想定についても、「佐野市地域防災計画」に倣った内容とし、以下のとおり想定します。

1 これまでに発生した震災と被害の履歴

過去に栃木県に影響を及ぼした地震のうち、県内に震源があり大きな被害のあった地震としては、天和3(1683)年に発生した3つの日光地震があります。また、家屋被害を生じた地震としては、大正12(1923)年の関東大震災、昭和24(1949)年の今市地震、平成23(2011)年の東日本大震災をあげることができます。

本市に影響を与えた海洋型地震としては、相模湾を震源とする関東地震のほか、福島県沖～茨城県沖の地震、房総沖の地震がありましたが、内陸にある本市との震央距離が大きいためか、過去に大きな被害の記録はありません。

【栃木県におけるこれまでの被害地震】

- 岩谷・下野地震(1659年4月21日)
- 日光地震(1683年 ①6月17日 ②6月18日 ③10月20日)
- 関東大震災(1923年9月1日)
- 今市地震(1949年12月26日 ①8時17分 ②8時24分)
- 東日本大震災(2011年3月11日 午後2時46分)

2 想定される地震

(1) 国の想定

国の首都直下地震対策ワーキンググループの最終報告において19通りの地震を示しており、うち最大の被害を及ぼす地震について次のとおり想定しています。

想定地震名	地震規模	震源
都心南部直下	M7.3	フィリピン海プレート地殻内地震

また、上記表の地震について調査会が取りまとめた被害想定結果において、国は県全体の被害について、次のとおり被害を予測しています。

- ・液状化による建物全壊；約80戸
- ・火災による消失戸数；約10戸
- ・人的被害、建物倒壊、急傾斜地崩壊；なし

首都直下型地震緊急対策区域について

国は、首都直下型地震が発生した際に震度6弱以上になる地域を首都直下型地震緊急対策区域として指定し、県内では本市を含む6市1町が指定されました。

(2) 栃木県の想定

県では、最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、以下のとおり地震規模、震源等を設定しています。

想定地震名	地震規模	断層長さ	断層幅
県庁直下に震源を仮定した地震	M7.3	30 k m	18 k m

(3) 佐野市の想定

本市では佐野市地域防災計画において『銚子－柏崎構造線』を震源としたM7の地震による被害想定としており、市域の人口が集中している南部では、震度6弱から6強の揺れを想定しています。

本計画における想定も、地域防災計画に倣い、群馬県南東部を震源とするマグニチュード7.0の地震を被害想定のための想定地震とします。

○前提条件

震源地： 群馬県南東部(フォッサマグナ東縁の地質構造線「銚子－柏崎構造線」)

震 度： 7

深 さ： ごく浅い



3 被害の想定

(1) 建物被害

想定地震に対する建物の「ゆれによる被害」と「液状化による被害」は以下のとおりです。

【地域（旧市町）ごとの建物被害棟数と被害率】 (単位：棟)

地域（旧市町）	全壊（ゆれ＋液状化）		半壊（ゆれ）		一部損壊（ゆれ）	
佐野地域	2,802	5.42%	4,042	7.82%	15,038	29.1%
田沼地域	14	0.06%	238	1.07%	3,218	14.5%
葛生地域	0	—	21	0.16%	1,099	8.34%
合計	2,816	3.23%	4,301	4.93%	19,355	22.2%

(2) 人的被害

人的被害の想定結果は以下とおりです。死者数は全体で103人となり、その全ては佐野地域で、負傷者数、避難人口もほとんどは佐野地域で発生すると予想されます。

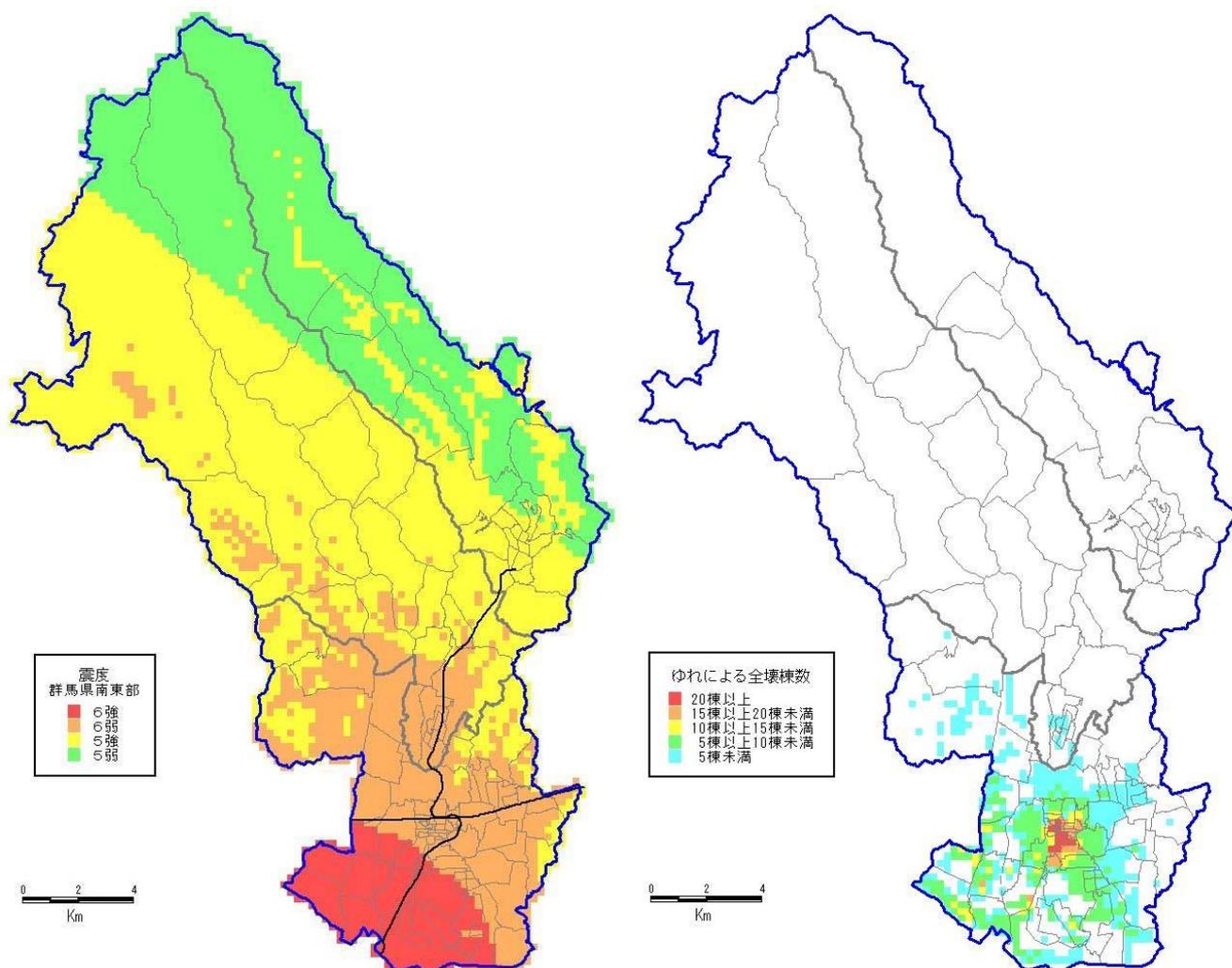
佐野地域における建物全壊棟数分布（ゆれ）と避難人口分布は類似しており、群馬県南東部を震源とする地震では、佐野地域の中心部と、渡良瀬川に近い集落に被害が集中すると予想されます。

その結果、地震火災は発生しませんが、約2,800棟の建物が全壊し、103人の死者及び約7,000人の避難人口が発生すると予想されます。

【地域（旧市町）ごとの人的被害】 (単位：人)

地域	死者数		負傷者数		重傷者数		避難人口	
佐野地域	103	0.123%	676	0.806%	24	0.029%	6,956	8.29%
田沼地域	0	—	1	0.004%	0	—	201	0.708%
葛生地域	0	—	0	—	0	—	8	0.069%
合計	103	0.083%	677	0.546%	24	0.019%	7,165	5.78%

佐野市の震度と建物被害の想定図



(上記の想定は、平成 17(2005)年度佐野市地域防災計画・防災アセスメント調査より出典)

第4 住宅・建築物の耐震化の目標

1 国及び栃木県の目標

国では、平成30年住宅・土地統計調査の結果から、平成30(2018)年時点の全国の住宅の耐震化率を87%と推計し、これまで掲げていた令和2(2020)年度までの耐震化率目標95%の目標達成は困難であるとの見解を示しました。これを受け、令和2(2020)年度の耐震化率目標を5年間スライドし、令和7(2025)年度までに95%にすることを目標とするとともに、令和12(2030)年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

また、住宅以外の建築物については、多数の者が利用する特定建築物のうち、特に重要性の高い耐震診断義務付け建築物^{※9}の耐震化に重点を置き、令和7(2025)年度までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け建築物をおおむね解消することを目標としています。

栃木県においても、国の目標を踏まえ、令和3(2021)年3月に県計画を策定し、令和7(2025)年度までに住宅の耐震化目標を国と同様に設定し、多数の者が利用する建築物の耐震化率については、おおむね解消とする目標を設定しています。

2 本市の目標

本市においては、引き続き耐震化を促進し、大規模地震における被害を減少させ、市民の安全・安心を確保することとします。

そのため、耐震化の現状や国及び県の目標を踏まえ、令和12(2030)年度末までに耐震性が不足する住宅や建築物をおおむね解消することを目指し、今後5年間の目標を以下のとおり定めます。

【建築物種別毎の耐震化の現状と目標】

種 別	現状	目標
住 宅	84 %	95 %
多数の者が利用する特定建築物	89 %	おおむね解消
耐震診断義務付け建築物	91 %	100 %
地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物	73 %	95 %
防災上重要な市有建築物	90 %	100 %

※9 多数の者が利用する建築物のうち、規模が一定以上となる建築物等「資料編 資料2【C】」参照

3 住宅の耐震化の目標

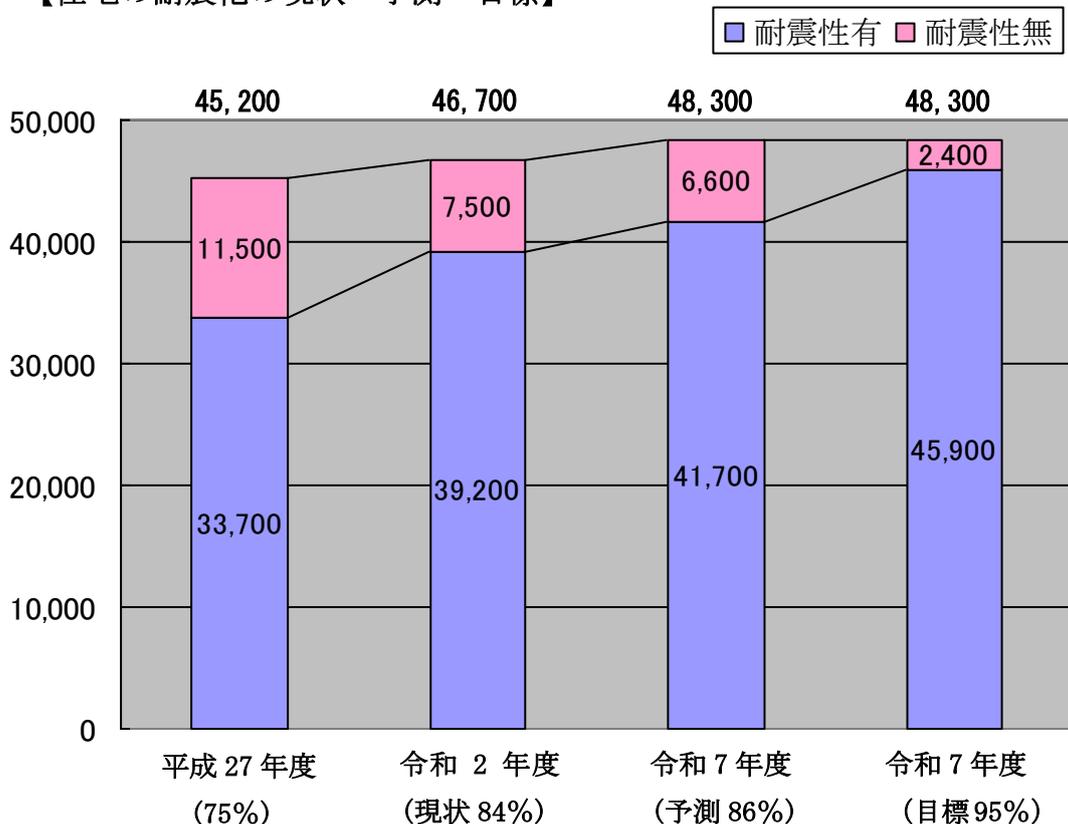
国の基本方針や県計画を踏まえ、令和7(2025)年度までに耐震化率を95%とすることを目標とします。

本市の令和2(2020)年度の耐震化率は約84%であり、耐震改修を必要とする住宅は約7,500戸あると推計されます。

今後、建替え等により、令和7(2025)年度の耐震化の状況は、約48,300戸の全戸数のうち、耐震性が不足する住宅が約6,600戸となり、耐震化率は約86%になると推計されます。

目標である耐震化率95%を達成するためには、全戸数に占める割合で約9%、戸数にして約4,200戸について、耐震化を促進するための施策を実施していく必要があります。

【住宅の耐震化の現状・予測・目標】



4 特定建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する特定建築物が耐震化されない状態で大規模地震に遭った場合には、被害が極めて大きなものとなることが予想され、市民の円滑な避難を困難とするおそれのある特定建築物が、耐震化されない状態で大規模地震に遭った場合にも、これと同様に大きな被害が予想されます。こうした特定建築物の地震による被害を減少

させるため、特定建築物を種類や用途毎に分類し、それぞれに目標を定め、所有者等に対する耐震化の啓発及び指導により、特定建築物の耐震化を促進します。

また、耐震診断義務付け建築物については、地震時に倒壊等により甚大な被害が生じるおそれがあるため、特に耐震化を促進する必要があります。

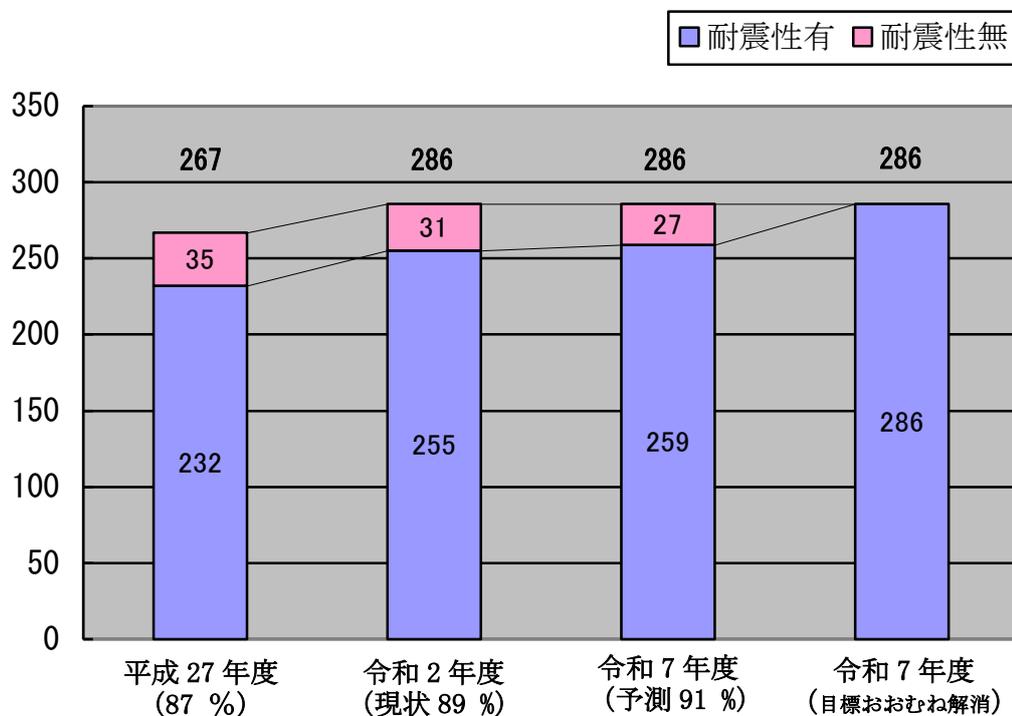
(1) 多数の者が利用する特定建築物

多数の者が利用する特定建築物の目標は、耐震性が不足する建築物をおおむね解消することを目標とします。

種 別		耐 震 化 率	
		令和 2 年度 (現 状)	令和 7 年度 (目 標)
多数の者が利用する特定建築物		89 %	おおむね解消
用途毎に目標を設定する特定建築物	学校	96 %	
	病院・診療所	75 %	
	社会福祉施設	95 %	
	賃貸共同住宅	89 %	
	その他(工場・事務所等)	81 %	

※市有建築物を含む。

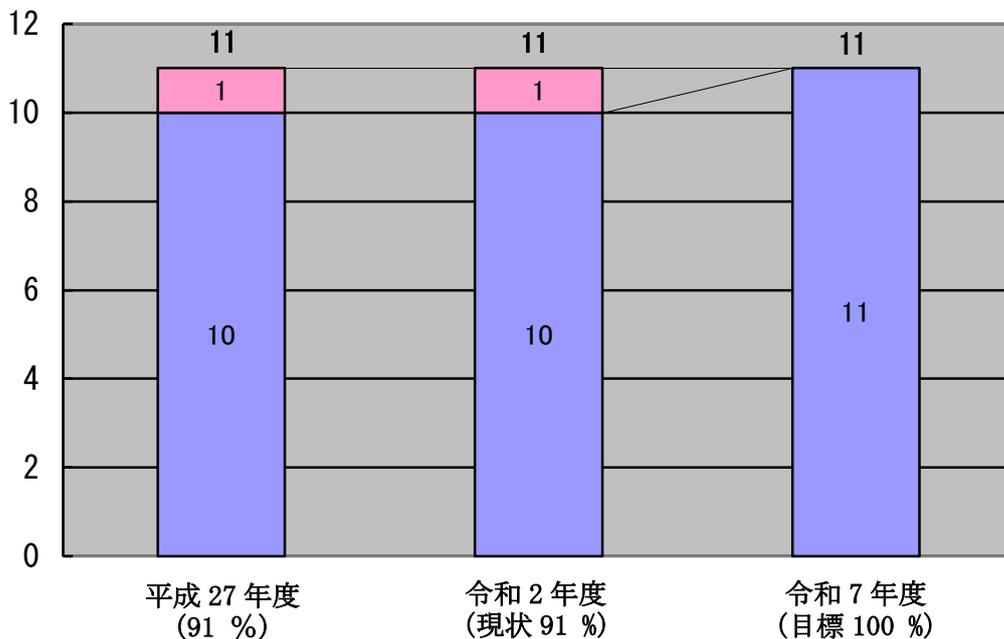
【多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状・予測・目標】



(2) 耐震診断義務付け建築物

耐震診断とその報告が義務付けられた建築物の耐震化率は 91%であり、令和 7 (2025)年度までに 100%とすることを目標とします。

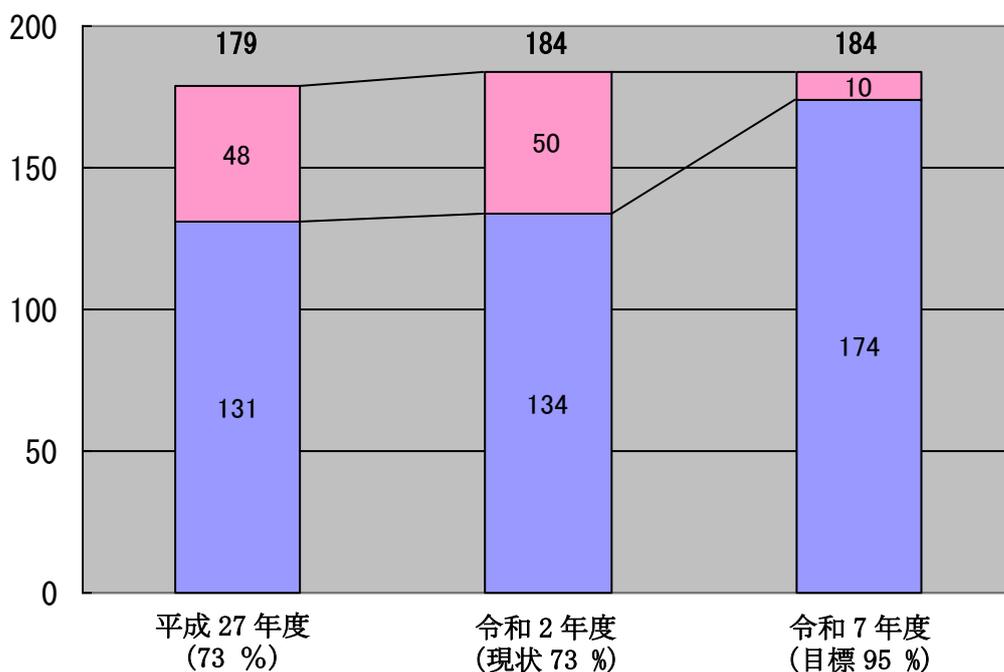
【耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状・目標】



(3) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

地震時における物資や応援人員の緊急輸送や避難に用いる道路は、その重要性から通行を確保する必要性が高く、倒壊した場合に当該道路に及ぼす影響が特に大きい建築物についての耐震化率を、令和 7 (2025)年度までに 95 %とすることを目標とします。

【沿道建築物の耐震化の現状・目標】



5 市有建築物の耐震化の目標

公共建築物は、利用者の安全確保に加え、災害時の拠点施設としての機能を有していることから、耐震性が不足している市有建築物についても早急に耐震化を図る必要があります。

(1) 市有の特定建築物

市有建築物で「多数の者が利用する特定建築物」の耐震化率は98%であり、令和7(2025)年度までに100%となるよう目標を定めます。

【市有の特定建築物の耐震化の現状と目標】

施設種別	総数	耐震性有	耐震性無	耐震化率	
				令和2年度 (現状)	令和7年度 (目標)
学校	53	53	0	100%	100%
病院・診療所	2	1	1	50%	100%
社会福祉施設	5	4	1	80%	100%
賃貸共同住宅	37	37	0	100%	100%
その他	13	13	0	100%	100%
合計	110	108	2	98%	100%

(2) 防災上重要な市有建築物

市有建築物で、佐野市地域防災計画に明記された「防災上重要な市有建築物」の耐震化率は90%であり、令和7(2025)年度までに100%となるよう目標を定めます。

【防災上重要な市有建築物の耐震化の現状と目標】

種別	総数	耐震性有	耐震性無	耐震化率	
				令和2年度 (現状)	令和7年度 (目標)
災害対策活動拠点	3	3	0	100%	100%
避難拠点	57	51	6	89%	100%
救急物資集積拠点 物資輸送拠点	2	2	0	100%	100%
消防活動拠点	3	3	0	100%	100%
医療活動拠点	2	1	1	50%	100%
合計	67	60	7	90%	100%

第5 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

1 基本的な取り組み

住宅については、耐震化の重要性についての普及啓発や耐震化費用の助成支援を行うとともに、住宅の減災化^{※10}や、危険ブロック塀等の除却の促進に取り組み、地震時に命を守る取り組みや、避難路等の安全性向上に努めることを基本とします。

その他の建築物についても所有者等への働きかけを基本的な取り組みとし、防災上重要な市有建築物については、安全に配慮した施設管理の中で、耐震化を含めた施設のあり方や災害時の運営方針に基づき、早期の耐震化を目指します。

2 住宅の耐震化の促進

(1) 安心して相談できる環境の整備

市の建築指導課を窓口として位置付け、市民からの相談への対応体制を整えるとともに、相談内容に応じた適切な案内等が行えるよう努めます。

また、一般社団法人栃木県建築士会や、一般社団法人栃木県建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、耐震化に係る費用や工事期間の目安が把握できる資料等の充実を図り、所有者等が知りたい情報の整備に努めます。

(2) 普及啓発

本計画における住宅の耐震化率の目標達成に向け、住宅の耐震化をより一層促進するため、佐野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、毎年度、耐震化促進事業の具体的な取り組みと支援目標を設定し、その実施、達成状況を把握、検証、公表し、対策を進めます。なお、具体的な取り組みについては、主に以下の内容となります。

ア パンフレット等の配布

木造住宅の耐震診断、耐震改修及び耐震建替えの助成制度を周知するリーフレットを作成し、窓口やイベント開催時等に配布するなど効果的な普及啓発を図ります。

イ 旧耐震基準で建てられた住宅の所有者に対する直接的な働きかけ

県や耐震アドバイザーと連携し、直接住宅を訪問する等の普及啓発を行います。実施にあたっては、旧耐震基準で建てられた住宅が密集している地区などを優先して行うなど、引き続き効果的な方法で実施します。

※10 地震時の家屋の倒壊から居住者の身体を守るため、耐震シェルターなどの装置を設置することや、部分的に耐震改修を実施して、住宅の脆性的な倒壊を抑制すること

ウ ホームページ等の活用

市のホームページを拡充するなどにより、耐震化に関する取り組みについてわかりやすく情報提供します。

特に、耐震診断及び耐震改修等の実施の流れや、助成制度、税制優遇、講習会の開催案内等の情報にアクセスしやすいホームページ作りを進めるとともに、SNS等を活用した積極的な情報発信についても検討し、普及啓発に努めます。

エ 出前講座の開催

地震に対して備えることの重要性を伝えるため、地震の基礎知識や耐震化の重要性をテーマとして町会などの団体に向けて実施します。

オ 工事現場を活用した広報

補助を受けて実施する耐震化工事の現場等に「耐震化を実施している」旨を掲示する等、ホームページや配布物の情報が届いていない市民に対しても、興味を持っていただくための広報について、県と連携して取り組みます。

(3) 各種支援の実施

ア 耐震診断、耐震改修及び耐震建替えに対する助成

木造戸建て住宅の耐震診断、耐震改修及び耐震建替えに対して、国及び県と連携して助成を行います。

イ 危険ブロック塀等の除却等に対する助成

避難路として「佐野市危険ブロック塀等安全対策工事補助金交付要綱」に位置付けている道路等の沿道にある危険ブロック塀等の除却等に対して、国及び県と連携して助成を行います。

ウ 税制優遇

一定の耐震改修工事を実施した所有者等が、所得税等の特別控除「住宅に係る耐震改修促進税制」の手続きを円滑に実施できるよう情報提供を行います。

(4) その他の施策

ア リフォームに併せた耐震改修の有効性の周知

公益財団法人 リフォーム・紛争処理支援センターの運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」(<http://www.refonet.jp/>)の紹介等を通じ、リフォームに併せた耐震改修の有効性を周知します。

イ 各種認定制度の活用

平成25（2013）年の耐震改修促進法の改正により、新たに設けられた、耐震性に係る表示制度等を周知し、活用を図ります。



基準適合認定建築物

3 特定建築物の耐震化の促進

耐震性が不十分な建築物は、大規模地震の発生による甚大な被害が懸念されていることから、今後、より一層の耐震化を促進するため、基本的な施策に加え、以下の施策を講じます。

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、県と連携し、所有者等に対する耐震診断等の実施を呼びかけるとともに、必要に応じて、耐震改修等に関する指導及び助言を行います。

特に、耐震診断義務付け建築物については、早期に耐震改修等の対策が実施できるよう、国及び県と連携して、耐震改修及び耐震建替えに対する継続的な指導及び助言に取り組みます。

(2) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化

地震時に通行を確保すべき道路沿道の既存耐震不適格建築物で一定の高さ以上の住宅・建築物^{※11}の所有者等に対し、耐震化の必要性を周知します。

また、地震時に通行を確保すべき道路のうち、耐震診断を義務付ける道路（耐震改修促進法第6条第3項第1号）の指定については、緊急輸送道路、避難時に必要な道路などの状況の把握に努めながら、必要性を検討していきます。

地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震改修を促進するための施策についても検討していきます。

※11 一定の高さ以上の住宅・建築物については、本編P8参照。

4 地震時の被害を軽減するための安全対策

地震時の人的被害を防ぐためには、構造体以外についても対策が必要です。
このため、以下の対策を行います。

(1) 外壁、窓ガラス等の落下等防止対策

外壁や窓ガラス等の脱落、家具の倒壊により、利用者や周囲の歩行者へ被害がおよぶ可能性があり、平成30(2018)年6月に発生した大阪府北部地震では、倒壊したブロック塀の下敷きとなった歩行者が死亡する事故が発生しています。

このため、県と連携して、外壁の落下やブロック塀等の倒壊の危険性を所有者等に対し周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

(2) 天井脱落対策

東日本大震災において、劇場や体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が発生したことから、大規模な天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

このため、県と連携して、新しい基準や脱落の危険性を所有者等に対し周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

また、市有建築物については、安全性を確保するため、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井（特定天井^{※12}）の脱落防止対策に取り組みます。

(3) エレベーター等の安全対策

東日本大震災において、エレベーターの釣合いおもりの脱落や、エスカレーターが脱落する被害が発生したことから、エレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策に関する基準が改正されました。

また、近年、地震時にエレベーターが緊急停止し、人が閉じ込められる被害が発生しています。

このため、県と連携して、新しい基準や脱落等の危険性を所有者等に対し周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

(4) 住宅・建築物の点検

耐震改修等を行った住宅・建築物や新耐震基準で建てられた住宅・建築物であっても、老朽化等によって、地震による被害を受ける可能性があります。

所有者等は、住宅・建築物を建築基準法に適合した状態に維持するように努めなければならないことから、定期的に点検を行うことの必要性について周知します。

※12 6メートル超の高さにある、面積200平方メートル超、1平方メートル当たりの質量が2キログラム超の吊り天井で、人が日常的に利用する場所に設置されている天井

5 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。本市は、国及び県と連携して、耐震化の促進に関する普及啓発、環境の整備及び負担軽減等の施策によって、所有者等の取り組みを支援します。

また、効果的かつ着実に耐震化を促進するため、それぞれの適切な役割分担のもと、耐震化に取り組むこととします。

ア 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。特に、多数の者が利用する建築物の所有者等は、利用者の人命を預かっていること、また、当該建築物が倒壊することによって周辺に与える影響が特に大きいことについて、自覚と責任感をもって、できるだけ早期に耐震診断及び耐震改修等の実施に努めます。

イ 本市の役割

住宅・建築物の所有者等が耐震化を図れるよう、県との連携を図りながら、旧耐震基準の住宅・建築物の所有者等に直接的に働きかける耐震ローラー作戦を実施するなど、地域の実情に配慮した効果的な施策を講じることに努めます。

ウ 県の役割

県内自治体のまとめ役として、国及び市町との連携を図りながら、必要な施策を講じるとともに、市町が実施する施策の支援等に努めます。

(2) 計画のフォローアップ

本計画に掲げる目標を達成するために、耐震化の進捗状況を把握し、課題に的確に対応する必要があります。

計画に位置付けた主な施策等については、その実施状況や社会背景等を一定期間ごとに検証し、必要に応じて計画を見直すなどのフォローアップを行います。

(3) 法に基づく指導・助言等

ア 耐震改修促進法に基づく指導・助言の実施

平成25（2013）年の耐震改修促進法の改正により、新耐震基準に適合していない全ての住宅・建築物に対して、耐震化の努力義務が課せられました。

本市では、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の適切な実施について、必要があると認めるときは、所有者等に対し指導及び助言を行います。

特に、耐震診断の結果、耐震性が不十分であると判定されたものの、耐震改修等が行われていない建築物については、耐震改修等の実施状況について定期的な把握に努めるとともに、所有者等に対し、早期の耐震化を促します。

イ その他関連施策の推進について

住宅・建築物の耐震化や、災害時の防災拠点及び避難場所となる公共施設等の耐震化を促進するためには、基礎自治体である市が積極的に取り組むことが必要不可欠です。

このため、本市は国の基本方針及び県計画に基づき、住宅・建築物の耐震化の現状や地域特性等を踏まえ、県から、栃木県建築物耐震改修促進連絡協議会^{※13}等を通して、必要な情報提供や助言等を得ながら本計画の見直しに努めることとします。

※13 市町の意見を調整するための組織

資料編

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成18年1月25日 国土交通省告示第184号)

改正 平成25年10月29日 国土交通省告示第1055号

改正 平成28年 3月25日 国土交通省告示第 529号

改正 平成30年12月21日 国土交通省告示第1381号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては瞬時に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災

害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告を促すように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の

規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合には、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるもので

あり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合には早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必

要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化

のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。
- 2 平成7年建設省告示第2089号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成7年建設省告示第2089号第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成25年10月29日国土交通省告示第1055号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成25年11月25日）から施行する。

附 則（平成28年3月25日国土交通省告示第529号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月21日国土交通省告示第1381号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成31年1月1日）から施行する。

耐震改修促進法における規制対象一覧

多数の者が利用する建築物とは下表の「特定既存耐震不適格建築物」のとおりです。

用途		【A】 特定既存耐震不適格建築物	【B】 内、技術上の指針事項に関する 指示対象建築物	【C】 内、耐震診断が 義務付けられた建築物
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ。	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物		—	—	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

佐野市建築物耐震改修促進計画
(三期計画)

令和3(2021)年

発行 佐野市

編集 佐野市都市建設部建築指導課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3104

FAX 0283-20-3035

E-mail kenchikusidou@city.sano.lg.jp

URL <https://www.city.sano.lg.jp>